

奈良県知事 殿

申請日 令和8年 月 日

令和8年度 公立大学法人奈良県立大学附属高等学校奨学給付金申請書【新生・前倒し支給用】

☐ 4～6月分に相当する額の前倒し支給申請

公立大学法人奈良県立大学附属高等学校奨学給付金の4～6月分に相当する額の前倒し支給申請します。

※基準日(4月1日)現在の状況に基づき、審査します(課税証明書:申請年度の前年度のものを添付)。

☒ 7～3月分に相当する額の支給申請

既に4～6月分に相当する額の前倒し支給を受けているため、7～3月分に相当する額の支給申請します。

※基準日(7月1日)現在の状況に基づき、審査します(課税証明書:申請年度のものを添付)。

ふりがな			高校生等との関係	☐ 親権者 / ☐ 未成年後見人 / ☐ 主たる生計維持者 ☐ 本人 / ☐ その他()	
申請者(保護者等)			連絡先①()	()	() ※日中連絡が可能な連絡先
申請者の住所	〒 ー 奈良県				
対象となる高校生等	ふりがな			生年月日(西暦)	年 月 日 (歳)
	生徒氏名			入学年月	就学支援金申請(受給)の有無
			令和 年 月	☐ 有 ・ ☐ 無	
	在学する学校名	奈良県立大学附属高等 学校		(☒ 全日制・ ☐ 通信制・ ☐ 定時制 課程) (普通 学科)	
＜転学・退学等がある場合＞		学校名 立	～ 年 月 日	学校の種類・課程・学科	在学中に給付金を受給した回数
過去の高等学校等における在学期間		学校名 立	～ 年 月 日	学校の種類・課程・学科	在学中に給付金を受給した回数

【1】高校生等(本人)について

生徒本人の国籍・在留資格・在留期間等が確認できる住民票等を提出します。該当する項目について選択(☑)し、太枠内を記入して下さい。

●対象生徒(本人)の国籍

☐ 日本国☐ 日本国以外

以下、上の欄の国籍を「日本国以外」で選択した方のみ住民票記載内容等を元に記入してください。

●対象生徒(本人)の在留資格

①	☐	特別永住者					
②	☐	永住者					
③	☐	日本人の配偶者等	在留期間(満了日)	(西暦)	年	月	
④	☐	永住者の配偶者等	在留期間(満了日)	(西暦)	年	月	
⑤	☐	定住者	在留期間(満了日)	(西暦)	年	月	
			日本国に永住する意思はありますか	☐ はい ・ ☐ いいえ			
⑥	☐	家族滞在 ※1.2.について「はい」の場合 各「卒業証書の写し」 または「卒業証明証(原本)」の 提出が必要	在留期間(満了日)	(西暦)	年	月	
			1.日本国の小学校を卒業しましたか※	☐ はい ・ ☐ いいえ			
			学校名	小学校			
			2.日本国の中学校を卒業しましたか※	☐ はい ・ ☐ いいえ			
			学校名	中学校			
			3.日本国で就労する意思はありますか	☐ はい ・ ☐ いいえ			
⑦	☐	上記以外の在留資格(留学等) ※留学生については令和7年度までに入学した者のみ対象。	在留期間(満了日)	(西暦)	年	月	

【2】申請区分について

申請される世帯区分に該当するものを選択(☑)してください。(1箇所のみ記入してください。)

申請	世帯区分	
①	☐	生活保護(生業扶助(高等学校等就学費))受給世帯
②	☐	保護者(父母)等全員の 道府県民税所得割額 及び 市町村民税所得割額 の合計が 0円(非課税) である世帯(①以外)
③	☐	105,500円 未満 である世帯(①②以外)
④	☐	105,500円 以上 182,500円未満 である世帯

どちらか必須

【2】で②～④区分を選択された方は記入

全員記入

【3】生活保護の受給状況について

基準日現在の世帯について、該当するものを選択(☑)してください。

①	☐	生活保護(生業扶助(高等学校等就学費))を受給しています。 →「生活保護受給証明書」を添付します。【5】を確認し、記入してください。【4】の記入は不要です。
②	☐	生活保護(生業扶助(高等学校等就学費))を受給していません。 →【4】を記入し、該当人数分の課税証明書等を添付します。【5】を確認し、記入してください。

【4】保護者等の所得の状況について

次の者の課税証明書等を提出します。①から⑤の中から、該当するものを選択(☑)してください。

①	☐	親権者(父と母)2名分 又は 主たる生計維持者 ※1(父と母) 2名分 ※非課税の場合も2名分の課税証明書等の提出が必要(省略不可)
②	☐	親権者(父又は母)1名分 又は 主たる生計維持者 ※1(父又は母) 1名分 (親権者が、一時的に親権を行う児童相談所長、児童福祉施設の長である場合は、その者を除く。)
	☐	・離婚、死別等により親権者(又は主たる生計維持者 ※1)1人の場合 ※基準日以前に離婚・死別等により親権者(又は主たる生計維持者※1)が父のみ又は母のみの場合
	☐	・親権者(又は主たる生計維持者 ※1)が2人存在するものの、家庭の事情によりやむを得ず、 親権者(又は主たる生計維持者 ※1)1人の課税証明書等を提出できない場合 (例)DV等により一方の証明書等が添付できない場合 等 → 提出できない理由を記載した 申立書 を提出してください。 教育振興課ホームページから様式をダウンロード、またはA4用紙に同様式を手書きしてください。
③	☐	未成年後見人()名分 ←親権者があらず、未成年後見人が保護者である場合(未成年後見人が複数選任されている場合は、全員分) ※未成年後見人が、法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合は、その者を除く。
④	☐	生徒の生計をその収入により維持している者(主たる生計維持者) 1名分 (欄外※1に該当する場合を除く) ・親権者又は未成年後見人が存在しない場合 (例)祖父母や兄弟等に養育されている場合 ・成人に達しているが、主たる生計維持者が存在する場合 等 (例)生徒が成人で、かつ両親・配偶者等の扶養になっている場合
⑤	☐	生徒本人 ・①～④に該当する親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合

※1 ①②の主たる生計維持者: 生徒が在学中に成人した場合で、成人する直前の未成年の時点から基準日まで生計を維持する者
(①の場合は父と母、②の場合は父又は母)に変更がない場合に該当

課税証明書等を添付する保護者等の氏名及び生徒との続柄(⑤にレ印を付けた場合は不要です。)

氏名	生徒との続柄	氏名	生徒との続柄

【5】確認事項

下記の事項について確認のうえ、5に受給回数を記入してください。

- 本申請書及び添付書類等の記載内容に相違のないことを誓約します。
- 申請にあたり以下の項目について了承します。
 - 生活保護の受給状況について、住所地を所轄する市町村担当課等に照会する場合があること。
 - 申請書類に虚偽の記載を行うことにより、本来受けることができない給付金の給付を受けた場合、給付決定を取り消し、奈良県の求めに従い、その全額を直ちに返還しなければならないこと。
- 私は、今年度、対象となる高校生等※について、奈良県以外の都道府県に高校生等奨学給付金の申請は行っておりません。
- この申請の対象となる高校生等は、児童福祉法による児童入所施設措置費(見学旅費又は特別育成費(母子生活支援施設の高校生等を除く))の支弁対象ではありません。
- 高校生等※について、高校生等奨学給付金をこれまでに受給した回数は、()回です。

※ この申請書の対象となる高校生等のことです。

上記事項をすべて確認の上同意します。 ☐ (☑を入れてください)